

第1章 はじめに

1.1 計画策定の背景

本市では、無電柱化法に基づき、令和4年3月に市管理道路における無電柱化計画を策定しています。

今般、無電柱化をより計画的・効率的に推進するため、国や大阪府の動向、事業進捗状況を整理し、本計画を改訂します。

1.2 計画の位置づけ

無電柱化法第8条に基づく「市町村無電柱化推進計画」として位置づけし、同種の国や大阪府計画との整合を図ります。

1.3 無電柱化の目的と効果

(1) 都市防災機能の向上

災害の頻発化等に対応するため、自然災害時の電柱倒壊等をなくし、避難路や緊急車両の通行等を確保します。



(2) 歩行空間の安全・快適性の向上

超高齢化社会におけるバリアフリー化の推進に対応するため、歩行者(ベビーカー、車椅子利用者を含む)の安全で快適な通行空間を確保します。



(3) 都市景観の向上

都市ブランド強化等に備えた都市景観の向上に対応するため、立ち並ぶ電柱・電線を無くすことで良好な都市景観を確保します。

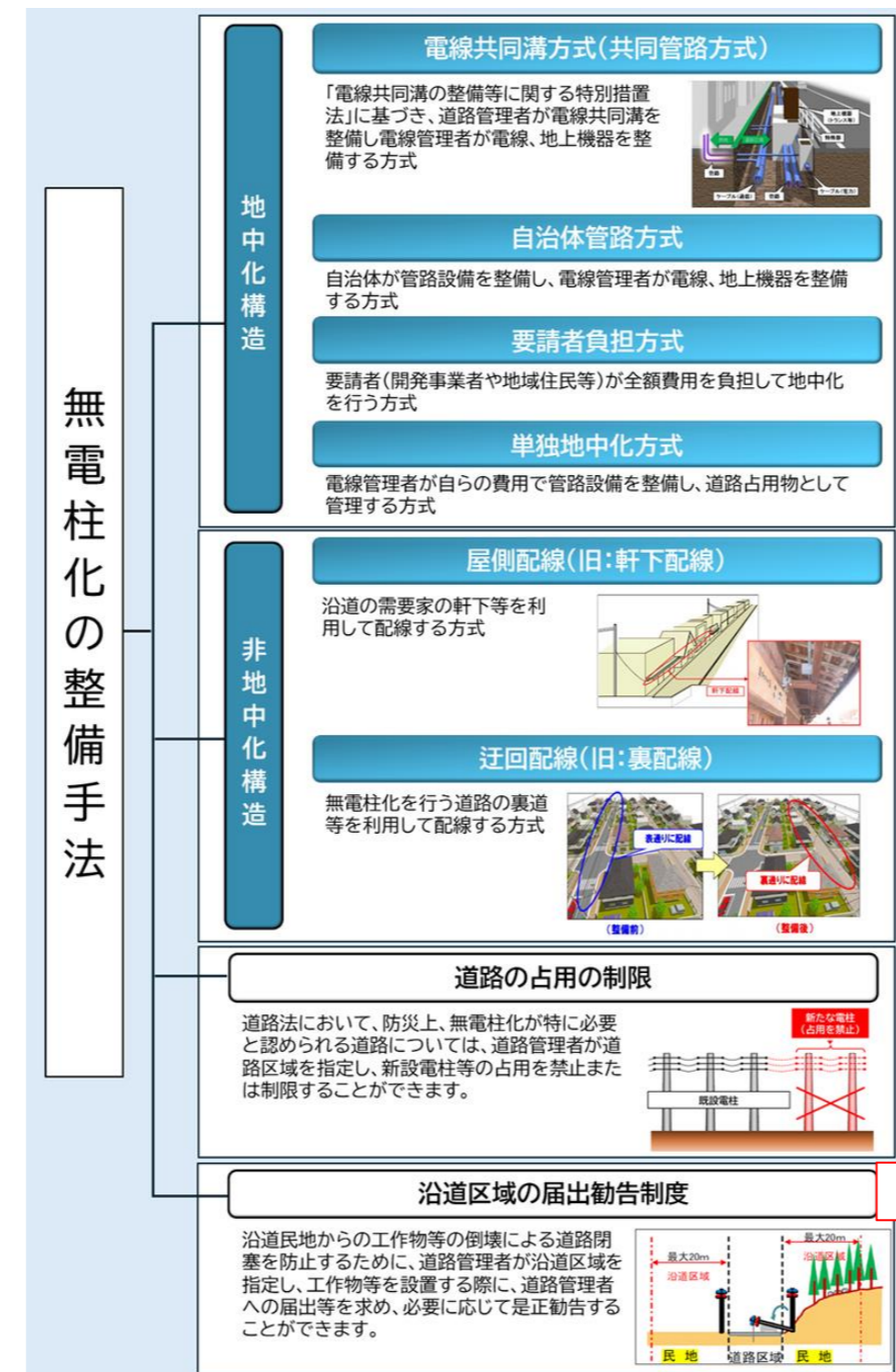


1.4 無電柱化の課題

電線共同溝における整備コストの高さと事業の長期化が課題であり、コスト削減方策および事業のスピードアップ方策が必要です。

1.5 無電柱化の整備手法

無電柱化は「地中化」と「非地中化」に大別され、新設電柱の抑制も重要な推進策であり、関係者との協議をふまえ多様な手法を組み合わせることで推進します。



第2章 市内における無電柱化の状況

2.1 市管理道路の整備状況

見直し

整備延長約5.0kmの無電柱化を実施しています。

(参考)直近の整備状況

R6年度:新千里東町歩第8号線(こぼれび通り) …0.34km

R7年度:(都)服部利倉線(服部天神駅前広場) …0.12km

2.2 府管理道路の整備状況

追加

整備延長約13.0kmの無電柱化を実施しています。

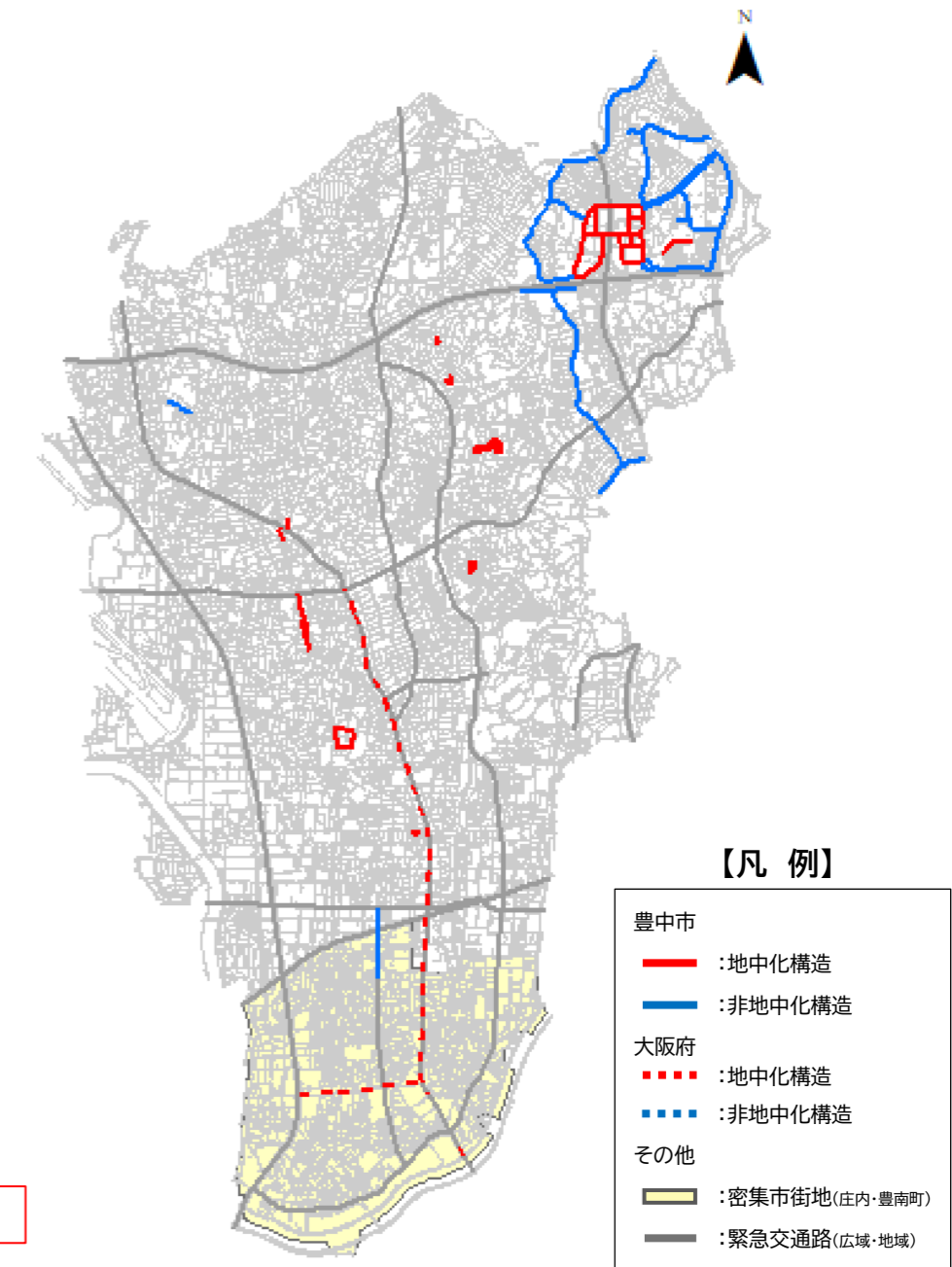


図 市内の無電柱化整備状況 (R8.3末時点)

第3章 無電柱化の推進に関する基本方針

3.1 無電柱化の推進における考え方

無電柱化を計画的かつ効率的に進めるため、以下の考え方にに基づき、対象となる地区や路線等を選定します。

(1) 都市防災機能の向上

地域防災計画で定める緊急交通路、密集市街地における地区内の幹線道路を対象とします。

(3) 都市景観の向上

良好な景観形成や地域の魅力向上等の取組みを推進する地区の代表的な道路を対象とします。

(5) 現道拡幅を伴う事業と合わせた既設道路の無電柱化

既設道路は、現道拡幅を伴う事業と合わせ、諸条件を総合的に勘案し有効な場合において無電柱化の対象とします。

(2) 歩行空間の安全・快適性の向上

見直し

バリアフリーマスタープランで定める移動等円滑化促進地区、通学路等を対象とします。

(4) 新設道路の無電柱化

新設道路(都市計画道路等)と無電柱化事業を一体的に実施することで、整備コストの抑制を図ります。

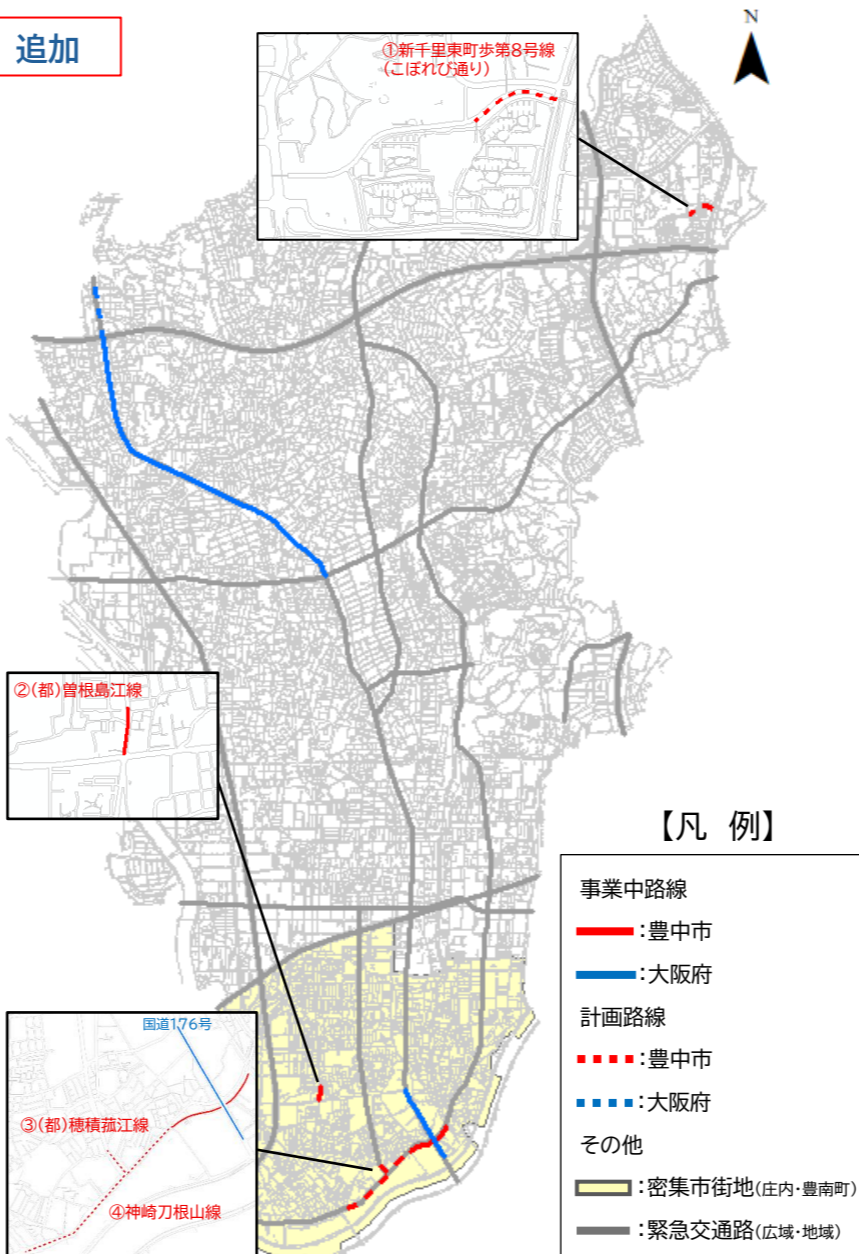


図 計画対象路線 (R8.3末時点)

3.2 計画の期間

見直し

計画の期間は、令和8年度～令和13年度までとします。

3.3 計画の整備目標

見直し

事業中路線を含めて4路線、整備延長約2.8kmを目標とします。

① 新千里東町歩第8号線

約0.17km

歩行空間の安全・快適性の向上、都市景観の向上を図るため、無電柱化を実施します。

② 曾根島江線(都市計画道路)

約0.24km

都市防災機能の向上を図るため、主要地方道大阪池田線と国道176号を結ぶ(都)三国塚口線と併せて、府道との交差区間の無電柱化を実施します。

③ 穂積菰江線(都市計画道路)

約0.21km

地域緊急交通路であり、都市防災機能の向上を図るため、神崎刀根山線と併せて、無電柱化を実施します。

④ 神崎刀根山線

約2.15km

地域緊急交通路であり、都市防災機能の向上を図るため、国道176号と併せて、国道との交差区間まで無電柱化を実施します。

第4章 無電柱化を推進するための取組み

4.1 無電柱化のコスト縮減や事業の加速化

(1) 低コスト技術

管路構造の浅埋化、コンパクト化等の低コスト技術を検討します。



(2) 低コスト管路材

低コスト管路材・埋設工法を選定し、コスト縮減を図ります。



(3) 既存ストック活用方式

追加

電線管理者が所有する既存ストック(管路やマンホール等)の活用によるコスト縮減や事業の加速化を図ります。

(4) 電線管理者への包括委託

追加

無電柱化を電線管理者に包括委託することで、同時施工や調整の円滑化による事業の加速化を図ります。

4.2 市街地開発事業等における無電柱化

市街地再開発事業等についても、地域状況等を総合的に勘案し無電柱化を検討します。

4.3 関係者間の連携強化

様々な会議体の活用や情報共有を通じて、関係者間の連携強化に取り組み、無電柱化事業の円滑化、地上機器等の設置における公有地・民地の活用、速やかな抜柱を推進します。

4.4 広報・啓発活動

市民の理解と関心を深めるため「無電柱化の日(11月10日)」などの様々な機会を活用した広報・啓発活動を実施します。

第5章 計画の進捗管理

本計画は、事業状況を定期的(概ね5年毎)に評価し、社会情勢や事業進捗、国・大阪府計画との整合性をふまえ、適宜見直しつつ、進捗管理を行うものとします。